

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する 意見聴取(協議)」に対する関係地方公共団体 の長、及び関係利水者の回答

平成26年5月8日

国土交通省 関東地方整備局

(案)

国関整企画第308号
国関整河計第120号
平成26年3月28日

別紙1あて

国土交通省
関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「霞ヶ浦導水事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1 （2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成26年4月11日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

※御意見の回答・問い合わせ先

関東地方整備局 企画部 企画課 建設専門官 笠原 治夫
関東地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 工藤 美紀男

別紙 1

茨城県知事

栃木県知事

群馬県知事

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

(案)

国関整河計第120号-1

平成26年3月28日

別紙2あて

国土交通省

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「霞ヶ浦導水事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1 （2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成26年4月11日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

※御意見の回答・問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 工藤 美紀男

別紙 2

茨城県知事（水道に係る特別水利使用者）

茨城県知事（工業用水道に係る特別水利使用者）

埼玉県知事（水道に係る特別水利使用者）

千葉県知事（工業用水道に係る特別水利使用者）

東京都知事（水道に係る特別水利使用者）

千葉市長（水道に係る特別水利使用者）

九十九里地域水道企業団企業長（水道に係る特別水利使用者）

東総広域水道企業団企業長（水道に係る特別水利使用者）

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者（水道に係る特別水利使用者）

(回答様式)

(再評価)

【ダム事業】

<△△県>

事業名	△△県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	

水 土 第 1 4 号
平成 2 6 年 4 月 1 1 日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋 本

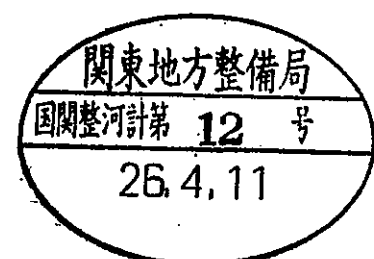


霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け国関整企画第 3 0 8 号並びに国関整河計第 1 2 0 号により協議のあったこのことについて、河川法第 1 6 条の 2 に準じ関係市町村長からの意見を添付して、別紙のとおり提出します。

【担当】

茨城県企画部水・土地計画課



(再評価)

【ダム事業】

〈茨城県〉

事業名	茨城県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦、桜川（千波湖）の水質は、様々な浄化対策の実施や平成20年度からの森林湖沼環境税の導入による生活排水対策の強化などにより一定の改善はみられるものの、現在もアオコが発生するなど、まだまだ十分ではなく、霞ヶ浦導水事業による抜本的な対策が必要である。 また、本県では、導水事業の完成を前提として既に暫定水利権を取得し、水道用水は県央地域の約70万人へ、工業用水は常陸那珂火力発電所など15事業所に給水している。 さらに、近年、利根川においては、渇水による取水制限が実施され、那珂川においても渇水に伴う塩水遡上が発生している。 以上のことから、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。 記 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること

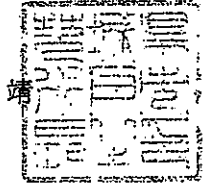


地 振 第 94 号

平成 26 年 4 月 7 日

茨城県知事 様

水戸市長 高 橋



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 水戸市

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦、桜川（千波湖を含む。）の水質浄化などを目的として進められてきたところであり、那珂川から桜川への清水の導水によって、市民が憩いの場として集い、多くの観光客も訪れる千波湖一帯のきれいな水、美しい自然環境を再生させるためにも、早期実現が大きく期待されているところであります。

国におかれては、本事業の継続決定及び工事再開を図るとともに、既に完成している水戸トンネルを早期に運用開始し、桜川への導水事業を先行実施していただきたい。

なお、工事再開に当たっては、良好な自然環境の保全に向け、十分な対策を講じていただきたい。

担当者所属：市長公室 地域振興課

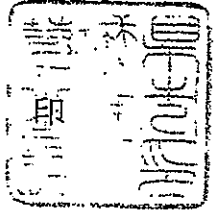
役職・氏名：



土政発第26号
平成26年4月7日

茨城県知事殿

土浦市長 中 川 清



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

連絡先

土浦市 市長公室 政策企画課



(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 土 浦 市

この度、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」において、霞ヶ浦導水事業の継続が妥当であるとする対応方針（案）が出されたことについては、現実的かつ合理的な判断であると考えている。

霞ヶ浦は昭和 40 年代後半以降、沿岸地域の都市化の進展に伴い、水質悪化が大きな問題となっている。本市では、公共下水道等の整備や生活排水対策、環境教育に積極的に取り組むなど、様々な水質保全対策を進めてきたが、霞ヶ浦はもとより、流入河川の水質に改善は見られず、平成 23 年にはアオコが再び大量発生するまでに至っており、霞ヶ浦導水事業に対しては、霞ヶ浦の水質浄化の最後の手段として大きな期待を寄せている。

ついては、霞ヶ浦浄化効果の早期発現のため、事業継続を早急に決定していただき、一日も早く工事を再開していただきたい。

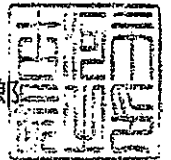
担当者所属：市長公室 政策企画課

役職・氏名：

古企第 18 号
平成 26 年 4 月 7 日

茨城県知事 殿

古河市長 菅谷 憲一郎



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 古河市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された対応方針（案）については、妥当な判断であると考えてる。

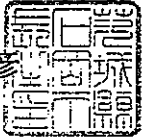
担当者所属：企画部 企画課

役職・氏名：

石 市 第 3 1 2 号
平成 2 6 年 4 月 7 日

茨城県知事 殿

石岡市長 今泉 文彦



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 6 年 3 月 3 1 日付け水土第 5 0 3 号をもって協議のありました標記の
件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 石岡市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、これまでに投入された費用及び今後掛かる費用を鑑みれば、妥当な判断である。

なお、水質浄化、水不足の軽減、新規都市用水の確保という目的に照らし、生態系バランスの維持や底泥の巻き上げによる水質汚濁には十分注意の上事業を進められるとともに、高浜入における親水公園の整備等、地域住民への還元についても考慮されたい。

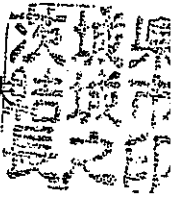
担当者所属： 市長公室政策企画課

役職・氏名：

結企政発第 50 号
平成26年4月7日

茨城県知事 橋本 昌 様

結 城 市 長 前 場 文 夫



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土地第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

【問合先】

結城市市長公室企画政策課

電話：

Fax：



(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 結城市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、様々な観点からの検証を行い、それぞれの目的別に評価を行った上で、報告書をまとめ、最も有利な案を「現計画案」としている。さらに各方面の学識経験を有する方々や関係住民等からのご意見、さらにはパブリックコメントを実施してしかるべき修正を加えてまとめられているので、この報告書は妥当であると判断いたします。

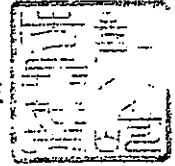
担当者所属： 市長公室企画政策課

役職・氏名： 

龍環第 64 号
平成26年 4 月 4 日

茨城県知事 殿

龍ヶ崎市長 中山 一生



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、別紙のとおり回答します。

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 龍ヶ崎市

特に意見は、ありません。

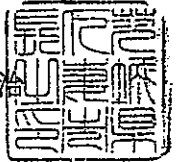
担当者所属 : 都市環境部環境対策課
役職・氏名 : 

企 第 1 号

平成26年4月4日

茨城県知事 殿

下妻市長 稲葉本治



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付水土第503号により協議のあったことについて、
別紙のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 下妻市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

本市にとって、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、治水・利水の両面から必要不可欠な事業である。

国におかれては、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現に向けて、速やかに工事を再開していただきたい。

また、工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。

担当者所属：市長公室 企画課

役職・氏名：

平成26年4月7日

茨城県知事 橋本 昌 殿

常総市長 高杉



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 常総市

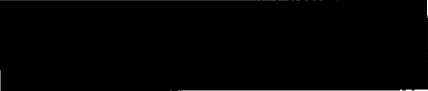
霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断であります。

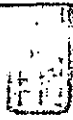
本市にとって、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、治水・利水の両面から必要不可欠な事業であります。

国におかれては、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現に向けて、速やかに工事を再開して下さいますようお願いいたします。

また、工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めて下さいますようお願いいたします。

担当者所属： 企画部企画課

役職・氏名： 



笠 企 第 6 号

平成 26 年 4 月 7 日

茨城県知事 殿

笠間市長 山口 伸樹



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったことについて、下記のとおり回答致します。

記

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に対して、特に意見はございません。

なお、工事の実施にあたっては、コスト縮減を図り、事業費の圧縮に努められますことを強く望むものでございます。

取 政 発 第3号

平成26年4月4日

茨城県知事 殿

取手市長 藤 井 信 吾

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、別紙の通り回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 取手市

当市としては、利水対策の必要性は認めており、コストを抑えて、早期に実現できる手法での整備を求める。

担当者所属：政策推進部 政策調整課

役職・氏名：



牛久市甲第 1793 号
平成 26 年 4 月 7 日

茨 城 県 知 事 殿

牛久市長 池辺 勝幸



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答いたします。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 牛久市

当市において霞ヶ浦導水事業は、水質浄化、利水から必要な事業である
と考える。ただし、工事の実施において動植物等自然環境への負荷を最小
限にとどめるよう配慮願いたい。

本事業の継続・再開については、検証に要した遅れを取り戻すため、工
期短縮とともにコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めるよう要望する。

担当者所属：環境部環境政策課

役職・氏名：

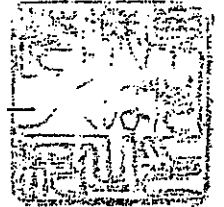


26つくば企第10号

平成26年4月7日

茨城県知事 様

つくば市長 市 原 健



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 つくば市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針(案)については、妥当な判断であると考えます。

担当者所属：企画部企画課

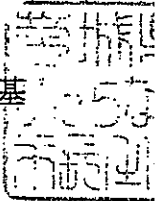
役職・氏名：

ひ 企 画 第 5 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

茨城県知事 殿

ひたちなか市長 本間 源基



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 6 年 3 月 3 1 日付け水土第 5 0 3 号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 ひたちなか市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された本事業の継続については妥当である。

担当者所属：企画部企画調整課

役職・氏名：



鹿 環 第 249 号
平成26年 4 月 7 日

茨 城 県 知 事 殿

鹿嶋市長 内 田 俊 郎



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙
のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 鹿嶋市

水質浄化対策，利水，治水等々の面からも総合的に判断し，必要性のある事業と考えていますが，事業の推進にあたっては，十分な調査と対策を講じられたい。

担当者所属：環境経済部 環境課

役職・氏名：

平成26年4月8日

茨城県知事 様

潮来市長 裕田 千春



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、
別紙のとおり回答致します。

(提出様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 潮来市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

本市においても、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化、治水、利水等の面から、必要不可欠な事業と考えている。

については、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の発現に向けて、工事を再開していただきたい。

また、工事の再開にあたっては、工期短縮に努め、徹底したコスト削減を図っていただきたい。

担当者所属： 総務部 秘書政策課

役職・氏名：



守谷発第 73 号

平成26年4月7日

茨城県知事殿

守谷市長



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 守 谷 市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

本市にとって、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、治水・利水の両面から必要不可欠な事業である。

国・県におかれては、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現に向けて、速やかに工事を再開していただきたい。

また、工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。

担当者所属：企 画 課

役職・氏名：



常大企政第45号

平成26年4月7日

茨城県知事 殿

常陸大宮市長 三次 真一郎



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 常陸大宮市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された，本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については，妥当な判断である。

霞ヶ浦導水事業は，霞ヶ浦の水質浄化，那珂川及び利根川の洪水被害の軽減のほか，本市においては，広域的な水道用水や工業用水の水源確保のために必要不可欠な事業である。

県におかれては，本事業の継続決定及び速やかな工事再開を国へ働きかけるとともに，地元住民への説明会の開催を要望する等，関係地域の住民理解を得ることに努めていただきたい。

担当者所属： 政策審議室 企画政策課

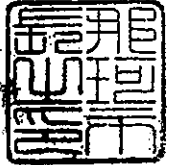
役職・氏名：



那政第 9 号
平成26年4月4日

茨城県知事 橋本 昌 様

✓
那珂市長 海野 伸



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 那珂市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断であり、本報告書（原案）案に対して、特に意見はございません。

担当者所属：企画部 政策企画課

役職・氏名：

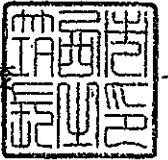


筑企画第 3 号

平成 26 年 4 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

筑西市長 須 藤



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 530 号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

（担当）

筑西市企画部企画課

企画グループ：伊坂、古谷

電話：0296-24-2111

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 筑西市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

担当者所属：企画部企画課企画グループ

役職・氏名：

坂 企 企 発 第 5 号

平成26年 4月 3日

茨城県知事 橋本 昌 様

坂東市長 吉原 英



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

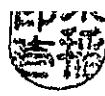
市町村名 坂東市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断であると認め、速やかな工事の再開を求めます。

担当者所属： 企画部 企画課

役職・氏名：





稲 企 第 3 4 号
平成 2 6 年 4 月 4 日

茨城県知事 殿

稲敷市長 田口 久克



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 6 年 3 月 3 1 日付け水土第 5 0 3 号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市長村長の意見

市町村名 稲敷市

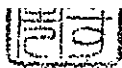
霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案に示された、対応方針(案)については、妥当であると思われる。

当市において霞ヶ浦の水質浄化は、治水・利水の観点から、必要な事業であるので、事業地およびその周辺地域への影響、また、環境への影響を考慮し、事業を進めていただきたい。

担当者所属： 企画課

役職・氏名：



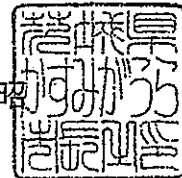


か政秘第 36 号

平成 26 年 4 月 7 日

茨城県知事 殿

かすみがうら市長 宮嶋光昭



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 かすみがうら市

事業名	かすみがうら市長の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。 近年、全国的に少雨化の傾向にあり、那珂川での塩水遡上による取水障害、利根川の渇水による取水制限など、これらの早期対策は急務となっている。 迅速かつ確実に効果をあげるためにも、一刻も早く本事業の継続を決定していただき、速やかに工事を再開し早期完成を要望する。 工事の実施にあたっては、徹底したコストの縮減を図り、事業費の適正な執行に努めていただきたい。

担当者所属：市長公室 政策秘書課

役職・氏名：

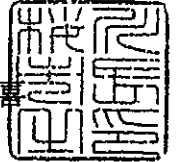




桜企第1号
平成26年4月7日

茨城県知事 橋本 昌 様

桜川市長 大塚 秀喜



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 桜川市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

県におかれては、国に対し、早期に事業の継続を決定し、速やかに工事を再開していただきたいこと、事業の実施にあたっては、事業費の圧縮に努めていただきたいことを上申願いたい。

担当者所属：市長公室企画課

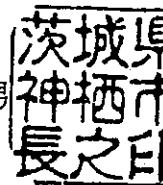
役職・氏名：

政企第 18 号

平成26年4月7日

茨城県知事 殿

神栖市長 保立 一男



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村の意見

市町村名 神栖市

特に意見はありません。

担当者所属： 企画部 政策企画課

役職・氏名：



行 企 第 4 号

平成26年4月2日

茨城県知事 殿

行方市長 鈴木 周也



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

行 方 市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（案）では、本事業の継続が妥当とする対応方針案が示され、妥当な判断であると理解しております。

霞ヶ浦では平成23年及び24年にアオコが大量発生して悪臭被害が生じ、市民生活に深刻な影響を及ぼしました。また近年は、北浦でも水質の悪化が進んでおり、北浦への導水も検討していただくよう要望しているところです。

霞ヶ浦流域である本市においては、水質浄化、渇水対策を目的とした本事業に大きな期待を寄せており、治水・利水の両面からも必要不可欠であります。

茨城県においては国に対し、一刻も早く事業の継続を決定し、速やかに工事を再開していただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

担当者所属： 市長公室 企画政策課

役職・氏名：

鉾 企 第 1 6 号
平成 2 6 年 4 月 7 日

茨 城 県 知 事 殿

鉾 田 市 長 鬼 沢 保 平



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴収について (回答)

平成 2 6 年 3 月 3 1 日 付け 水 土 第 5 0 3 号 により 協議 の あつた この こと に つい
て、別紙 の と お り 回 答 い た し ま す。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村の意見

市町村名 銚 田 市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断と思われる。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、治水、利水等必要な事業であると認識している。そのため、工事を実施するにあたっては、関係団体等と十分協議を行いつつ、工事短縮、コスト縮減に努めていただきたい。

担当者所属： 総務部企画課

役職・氏名：



みらい企第 9 号
平成26年4月7日

茨城県知事 殿

つくばみらい市長 片庭 正雄



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙
のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

抜粋市町村名 つくばみらい市

【ダム事業】

事業名	意 見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な決断である。 本市にとって、霞ヶ浦導水事業、霞ヶ浦の水質浄化等、治水・利水の両面から必要不可欠な事業である。 国におかれては、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現に向けて、速やかに工事を再開していただきたい。 また、工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。

担当者所属：市長公室 企画課

役職・氏名：



小美玉企調 第 2 号
平成 26 年 4 月 3 日

茨城県知事 殿

茨城県小美玉市長 島田 穰



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったこのことについて、
別紙のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 小美玉市

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、対応方針（案）については、妥当な判断であると考えている。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、治水・利水の両面からも必要不可欠な事業である。早急に本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現のため、一日も早く工事を再開していただきたい。

担当者所属：企画財政部 企画調整課

役職・氏名：



茨 町 地 産 第 5 号
平成26年 4月 4日

茨城県知事 殿

茨城町長 小林 宣夫



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別 紙 様 式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 茨城町

霞ヶ浦導水事業の継続については、特に意見はありません。

担当者所属： 生活経済部 地域産業課

役職・氏名：

大まち発第 49号

平成26年4月7日

茨城県知事 殿

大洗町長 小谷 隆 亮



霞ヶ浦導水事業の検証に関する意見聴収について（回答）

平成26年3月31日付、水土第503号により協議のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村の意見

市町村名 大 洗 町

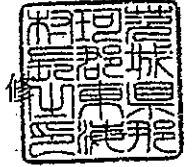
霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針については、特段の異議はない。

ただし、本事業の与える影響に鑑み、関係水利者等への適切かつ十分な説明を行い、円滑な事業推進が図れるよう配慮されたい。

東企収第10号
平成26年4月4日

茨城県知事 殿

東海村長 山 田



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

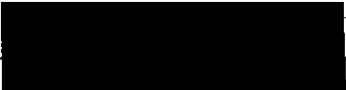
霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 東海村

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された，本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については，妥当な判断と考える。

なお，事業実施にあたっては，生物多様性の保全を含めた環境対策等に万全を期すとともに，事業費の縮減に向けた取組に努めていただきたい。

担当者所属 村長公室 企画経営課

役職・氏名 

美企第 179 号
平成26年4月7日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

美浦村長 中 島



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、
別紙のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 美 浦 村

特になし。

担当者所属：総務部企画財政課

役職・氏名：



阿企財 第 7号
平成26年4月3日

茨城県知事 殿

阿見町長 天田 富司男



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 阿見町

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

当町にとって、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化、既得用水の安定化・河川環境の保全、および新規都市用水の確保などの観点から、豊かな水辺空間の創出を図るために必要不可欠な事業である。

国におかれては、一刻も早く本事業の継続を決定し、事業効果の早期発現に向けて、速やかに工事を再開していただきたい。

また、工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。

担当者所属：総務部企画財政課

役職・氏名：



河企財発第45号
平成26年4月10日

茨城県知事 橋本 昌 様

河内町長 雑賀 正光 様

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見書の提出について

標題の件について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

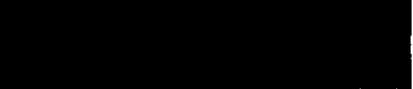
(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 河内町

特になし

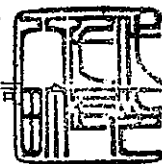
担当者所属: 企画財務課

役職・氏名: 

平成26年4月7日

茨城県知事 殿

八千代町長 大久保



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙
のとおり回答いたします。

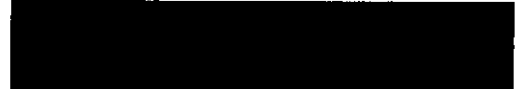
(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 八 千 代 町

八千代町にとって、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化等、利水の面から必要不可欠な事業であり、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については妥当な判断であると思われる。

担当者所属：八千代町役場 企画財政課



境ま推発第 9 号

平成26年4月4日

茨城県知事 殿

境町長 橋本正裕



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答致します。

(別 紙)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 境 町

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、妥当な判断である。

また、工事にあたってはコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。

担当者所属：まちおこし推進室

役職・氏名：



利 企 企 第 5 号
平成26年4月7日

茨城県知事 橋 本 昌 様

利根町長 遠 山



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあったことについて、
別紙のとおり回答いたします。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 利 根 町

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦沿線市町村として、霞ヶ浦の水質浄化、渇水期における水量の確保や塩害の防止による水道水の確保などの観点から重要事業と考えているところであり、今後、事業の早期完成を期待しているところであります。

担当者所属： 企 画 財 政 課
役職・氏名： 

五生第 1 号
平成 26 年 4 月 7 日

茨城県知事様

五霞町長 染谷 森 雄



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 3 月 31 日付け水土第 503 号により協議のあったことについて、別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

市町村名 五霞町

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が望ましいとする対応方針（案）については、妥当であると判断いたします。

担当者所属： 五霞町生活安全課生活環境グループ

役職・氏名：

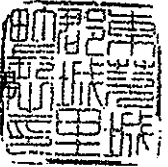


城里企発第169号

平成26年4月4日

茨城県知事 殿

城里町長 阿久津 藤男



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月31日付け水土第503号により協議のあった事について、
別紙のとおり回答致します。

(別紙様式)

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する関係市町村長の意見

城 里 町

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に示された、本事業の継続が妥当とする対応方針（案）については、関東屈指の清流といわれている那珂川の生態系を危うくする懸念が未だ関係漁業組合と解消されていないことから、判断しかねます。早期に解消されることを要望し、意見といたします。

担当者所属：企画財政課

役職・氏名：

砂水第20号
平成26年4月11日

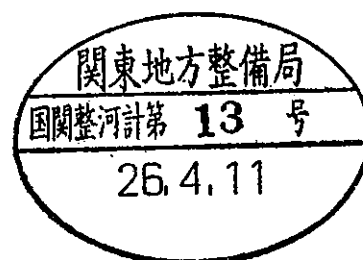
国土交通省
関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富一

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）」について（回答）

平成26年3月28日付け、国関整企画第308号及び国関整河計第120号にて協議のありました標題の件について、別紙のとおり回答します。

なお、河川法第16条の2に基づき行った関係市町長への意見聴取の結果については、別添のとおりです。



栃木県県土整備部砂防水資源課

TEL

FAX

E-MAIL

(再評価)

【ダム事業】

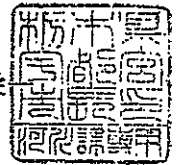
<栃木県>

事業名	栃木県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業の実施に当たっては、那珂川の水産資源や自然環境に対する影響を十分に検討した上で、必要な対策を講じる等、県民や漁業関係者の不安を払拭するよう努められたい。

宮河第12号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田富一 様

宇都宮市長 佐藤栄



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付砂水第329号で照会のあった件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

宇都宮市河川課



(別紙)

市町名： 宇都宮市

(担当課) 河川課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

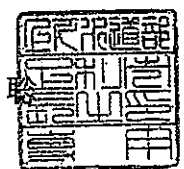
(意見)



足上庶第 4 4 8 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

栃木県知事 福田 富一 様

足利市長 和泉 聡

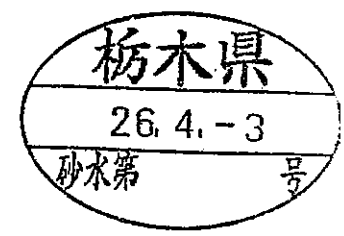


「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」
に対する意見について（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付、砂水第 3 2 9 号でご依頼のありましたみだしの件
につきまして、下記のとおり回答しますのでよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」（原案）案に対する意見に
ついて（回答）
別紙のとおり



足利市上下水道部上下水道総務課	

(別紙)

市町名：足利市

(担当課) 上下水道総務課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

栃市総政第12号
平成26年4月2日

栃木県知事 福田 富一 様

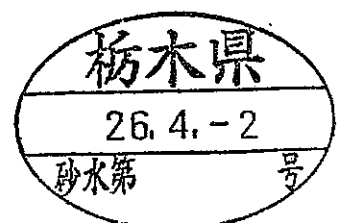
栃木市長 鈴木 俊美



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」に対する意見について（回答）

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

栃木市総合政策部
総合政策課



(別紙)

市町名：栃木市

(担当課) 総合政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

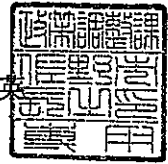
(意見)

佐整調発第7号

平成26年4月1日

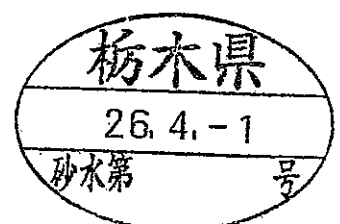
栃木県知事 福田 富一 様

佐野市長 岡部 正英



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

このことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別紙)

市町名： 佐野市

(担当課) 政策調整課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

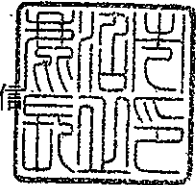
(意見)

総第8号

平成26年4月3日

栃木県知事 福田 富一 様

鹿沼市長 佐藤 信



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する
意見について（回答）

平成26年3月8日付け砂水第329号で照会があった標題のことにつきまして、別紙のとおり回答します。

総務部水資源対策課



(別紙)

市町名： 鹿 沼 市

(担当課) 水資源対策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

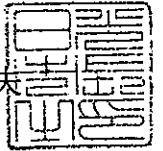
2. 意見あり

(意見)

日政第2号
平成26年(2014年)4月3日

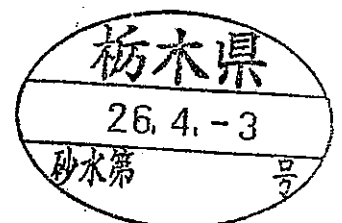
栃木県知事 福田 富一様

日光市長 斎藤 文夫



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について(回答)

平成26年3月28日付け砂水第329号にて依頼がありました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答いたします。



日光市 企画部 総合政策課

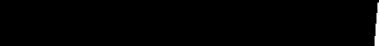


(別紙)

市町名： 日光市

(担当課) 総合政策課

(担当者) 

(TEL) 

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. ☒ 意見なし

2. ☐ 意見あり

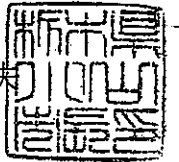
(意見)



小企第8号
平成26年4月4日

栃木県知事 福田 富一 様

小山市長 大久保 寿夫



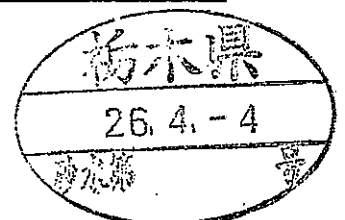
「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

平成26年3月28日付け砂水第329号にて照会のありました標記のこと
について別紙のとおり回答致します。

〒323-8686

小山市中央町1-1-1

小山市 企画財政部 企画政策課



(別紙)

市町名： 小山市

(担当課) 企画政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

真企第2号
平成26年4月2日

栃木県知事 福田 富一様

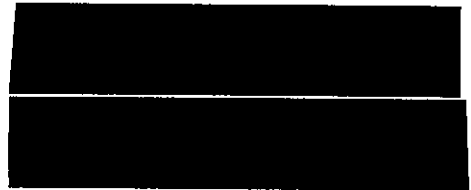
真岡市長 井田 隆



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する
意見について(回答)

平成26年3月28日付け、砂水第329号で照会がありました標記の件に
つきまして、別紙のとおり回答いたします。
よろしく取り計らい願います。

真岡市役所総務部企画課



(別紙)

市町名：真岡市

(担当課) 総務部企画課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

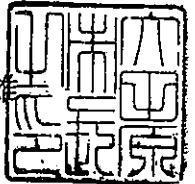
(意見)

大政第6号

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一様

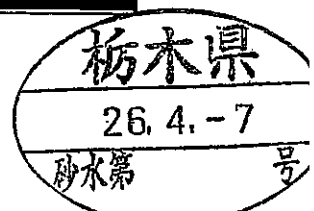
大田原市長 津久井 富雄



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付砂水第329号で照会のあった標記の件について、
当市の意見を別紙のとおり回答いたします。

大田原市総合政策部	
政策推進課	
担当	
Tel	
Fax	



(別紙)

市町名：大田原市

(担当課) 総合政策部政策推進課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

霞ヶ浦導水事業の実施にあたり、本市において最も懸念される事項は、本市の重要な地域資源である天然鮎の遡上への影響である。

事業の推進により那珂川の生態系の混乱や流量の変位が引き起こされ、天然鮎の生息域が悪影響を受けることがあれば、本市の観光産業はもとより漁業関係者をはじめとする地元住民の生活に直接の被害が生じかねないので、那珂川上流域における自然環境や生態系への影響等をよく検証したうえで、国は十分な説明をすべきである。

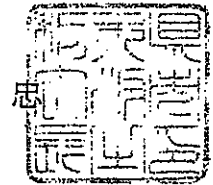
河川上流域の住民の理解が得られるように国は努力されたい。

以上、意見として回答する。

矢政第14号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田富一 様

矢板市長 遠 藤



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見に
ついて（回答）

平成26年3月28日付け、砂水第329号で照会のありました標記の件につきまして、
別紙により提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

総合政策課



(別紙)

市町名： 矢板市

(担当課) 総合政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

環境保全に対して、関係住民の理解を得られるよう配慮願う。



那塩企第1号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一 様

那須塩原市長 阿久津 憲



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

平成26年3月28日付け砂水第329号にて照会がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

那須塩原市企画部
企画情報課

栃木県

26. 4. - 7

砂水第

(別紙)

市町名：那須塩原市

(担当課) 企画情報課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

② 意見あり

(意見)

本市市議会において漁業協同組合からの建設反対に関する請願を採択した経緯も踏まえ、事業の実施にあたっては、那珂川水系の自然環境の保全、特に清らかで豊かな水資源について十分留意していただけるよう必要な対策を講じ、市民、漁業関係者等への不安を払拭し、事業に取り組んでいただくことを要望いたします。

企第 29 号
平成 26 年 4 月 7 日

栃木県知事 福田 富一 様

さくら市長 人見健次

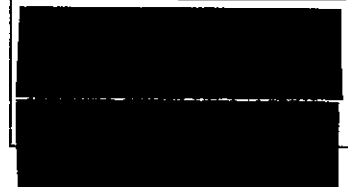


「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見
について

平成 26 年 3 月 28 日付け砂水第 329 号にて照会がありました件につきまして、別紙のとおり回答いたしますのでよろしくお願いいたします。



さくら市総務部
企画政策課



(別紙)

市町名：さくら市

(担当課) 企画政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

② 意見あり

(意見)

那烏総政第 10 号
平成 26 年 4 月 7 日

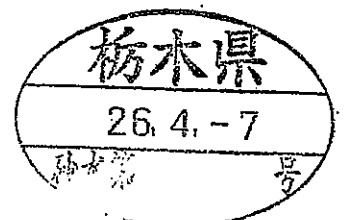
栃木県知事 福 田 富 一 様

那須烏山市長 大 谷 範 雄



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成 26 年 3 月 28 日付け砂水第 329 号にて照会のありました標記のことについて、別紙により提出いたします。



(別紙)

市町名：那須烏山市

(担当課) 総合政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1 意見なし

② 意見あり

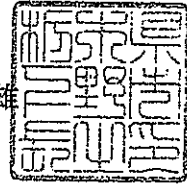
(意見)

- ・霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案にある環境保全対策について、実証実験等を行い周辺の生物等をはじめとする環境に影響を及ぼさないようにすること。
- ・また、実験内容及び結果についての説明を行うなど、漁協関係者団体及び地域住民との合意形成を図ること。

下総政第7号
平成26年4月4日

栃木県知事 福田 富一 様

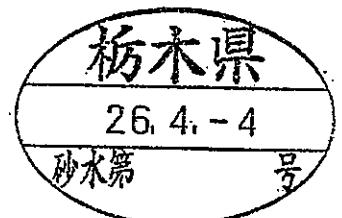
下野市長 広瀬 寿雄



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案に対する意見に
ついて (回答)

平成26年3月28日付砂水第329号にて照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

下野市総合政策課 政策推進グループ



(別紙)

市町名： 下野市

(担当課) 総合政策部総合政策課

(担当)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

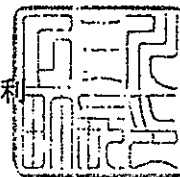
(意見)

上企第23号

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一様

上三川町長 星 野 光 利



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付け、砂水第329号にて照会のありました件について別紙のとおり回答いたします。

上三川町 企画課



(別紙)

市町名：上三川町

(担当課) 企画課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

益環第11号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一 様

益子町長 大塚 朋之



、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する
意見について（回答）

標記の件について、別紙のとおり回答します。

益子町民生部環境課



(別紙)

市町名： 益子町

(担当課) 環境課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

② 意見あり

(意見)

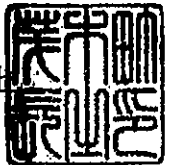
事業の実施にあたっては、地域住民や漁業関係者の理解を得たうえで
進められたい。

茂建第4号

平成26年4月8日

栃木県知事 福田 富一 様

茂木町長 吉口 達



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案に対する
意見について(回答)

標記の件について、別紙のとおりお送りいたしますので、よろしく
お取り計らい願います。

茂木町役場建設課



(別紙)

市町名： 茂 木 町

(担当課) 建 設 課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

茂木町において最も懸念される事項は、茂木町の貴重な地域資源である天然鮎の遡上への影響である。また、流水量の変異により、現在、那珂川に生息している生物の生息域への悪影響が懸念される。さらに、茂木町の観光産業となる漁業関係及び地元住民の生活への被害が懸念される。

那珂川上流域における自然環境や生態系への影響を十分検討したうえで地域住民に説明すべきである。

また、栃木・茨城両県の漁協・漁連団体が霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設差し止めを国に求めた訴訟について現在も継続中であるため、この経緯を慎重に見守る必要があると考える。

市 建 第 1 1 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

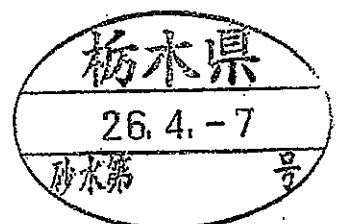
栃木県知事 福 田 富 一 様

市 貝 町 長 入 野 正 明



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

このことについて、別紙のとおり提出しますので、ご査収ください。



(別紙)

市町名：市貝町

(担当課) 建設課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

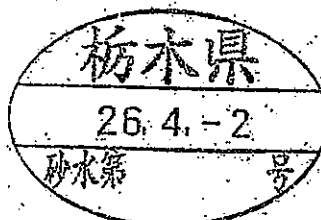
平成26年4月2日

芳賀町長 豊田 征夫



平成26年3月28日付け砂水第329号で栃木県知事から照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

総務企画部企画課



(別紙)

市町名： 芳賀町
(担当課) 企画課
(担当者) XXXXXXXXXX
(TEL) XXXXXXXXXX

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

来

壬政企第7号
平成26年4月1日

栃木県知事 福田 富一様

壬生町長 小菅 一弥



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付け砂水第329号で照会のありましたこのことについては、別紙のとおり回答申し上げます。

壬生町総務部総合政策課

栃木県

26.4.-1

砂水第

号

(別紙)

市町名： 壬生町

(担当課) 総合政策課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

(意見)



野政第13号
平成26年4月9日

栃木県知事 福田 富一 様

野木町長 真瀬 宏

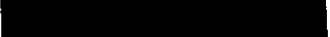


「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」
に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付け砂水第329号で照会のありました標記のことにつ
きまして、別紙のとおり回答いたします。



(別紙)

市町名： 野木町
(担当課) 政策課
(担当者) 
(TEL) 

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

塩谷企第12号
平成26年4月8日

栃木県知事 福田 富一 様

塩谷町長 見 形 和



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見の回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますのでよろしくお願いいたします。



(別紙)

市町名：塩谷町

(担当課) 企画調整課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)



高企第5号
平成26年4月4日

栃木県知事 福田 富一様

高根沢町長 加藤 公博



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

平成26年3月28日付け砂水第329号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 提出書類 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

高根沢町企画課	
TEL	
E-Mail	



(別紙)

市町名： 高根沢町

(担当課) 企画課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

☒ 2. 意見あり

(意見)

原案(案)については、意見ありません。

ただし当件については、高根沢町議会において、中止を求める陳情が採択され、意見書が提出されていることから、付帯意見として、今後の対応方針(案)等の決定までのプロセスにあつては、住民、利水者等、関係者の理解促進に配慮しながら事務手続きを進められるよう要望します。

那企財第4号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一 様

那須町長 高久



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に対する意見について（回答）

平成26年3月28日付け、砂水第329号で照会のありました「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について、別紙のとおり回答いたします。

那須町役場 企画財政課

担当者

栃木県

26.4.-7

砂水第

号

(別紙)

市町名： 那 須 町

(担当課) 企画財政課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

② 意見あり

(意見)

霞ヶ浦導水事業は、限りある水資源を有効活用しようとする事業として必要性は認めるが、生物多様性の確保や流域の自然環境全体への影響は、極めて懸念される問題であり、漁業関係団体や流域住民の十分な理解が得られる対策を講じるべきと考える。

那珂企第2号
平成26年4月7日

栃木県知事 福田富一 様

那珂川町長 福島 泰夫



「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案に対する意見
について(回答)

平成26年3月28日付け砂水第329号で照会がありました見出しの件に
つきまして別紙のとおり回答いたします。

那珂川町企画財政課

栃木県

26.4.-7

砂水第

号

(別紙)

市町名：那珂川町

(担当課) 企画財政課

(担当者)

(TEL)

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

- 平成20年度に那珂川中央漁業協同組合からの「霞ヶ浦導水工事事業那珂川取水口建設反対に関する請願書」を町議会において採択していることから、同組合及び地域住民に対して十分な説明をされ、理解を得ることを求める。
- 生態系に及ぼす影響等について、十分な検証や実験を行い、那珂川の生態系や水質の保全に努められたい。
- 那珂川から霞ヶ浦に導水することにより都市部が恩恵を受けるが、水源を供給する上流市町村の振興にも十分配慮されたい。

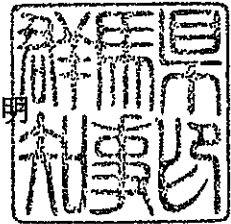
地政第93-1号

平成26年4月11日

国土交通省

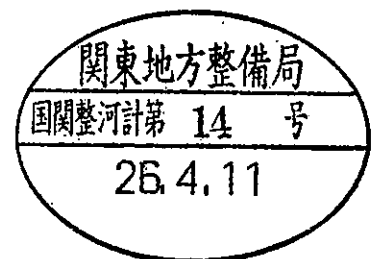
関東地方整備局長 深澤 淳志 様

群馬県知事 大澤 正明



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月28日付け国関整企画第308号、国関整河計第120号で
照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

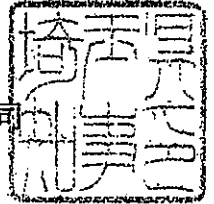
＜群馬県＞

事業名	群馬県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、異議ありません。

土水政 第13号
平成26年4月8日

国土交通省 関東地方整備局長 様

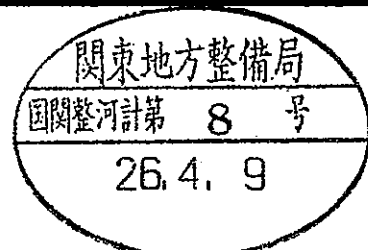
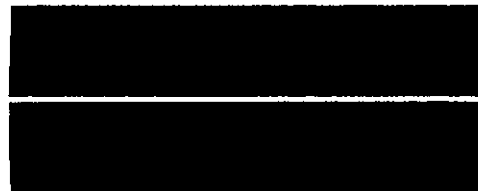
埼玉県知事 上田清司



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に対する意見聴取（回答）

平成26年3月28日付け国関整企画第308号・国関整河計第120号の
協議について、別紙のとおり意見を提出します。

埼玉県企画財政部土地水政策課



(再評価)

【ダム事業】

＜埼玉県＞

事業名	埼玉県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	本県の水道用水の水利権は暫定水利権が約3割を占め、この不安定な暫定水利権を解消するため、霞ヶ浦導水の建設が急務である。 今回、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」において事業継続が妥当であるとの対応方針案が示されたが、本県としては適切な結果であると考えている。 継続することが妥当であるとの対応方針案が示された以上、速やかに検証を終わらせ、早期に導水路などの工事を再開して事業を進めていただきたい。 また、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めるとともに、工期短縮に努めていただきたい。

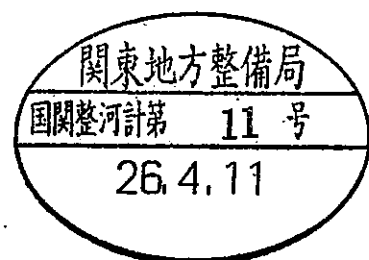
河 整 第 1 2 号
水 政 第 3 4 号
県 土 政 第 3 4 号
平成 2 6 年 4 月 1 1 日

国土交通省 関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け国関整企画第 3 0 8 号及び国関整河計第 1 2 0 号で
協議のあったこのことについては、別紙のとおり回答します。



担当 県土整備部河川整備課

総合企画部水政課

県土整備部県土整備政策課

(再評価)

【ダム事業】

<千葉県>

事業名	千葉県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	客観的な基準により、霞ヶ浦導水が有利であると示され、事業継続が妥当との結論に至ったことを率直に受け止める。 水源の約3分の2を利根川に依存している本県にとって、利根川と流域が異なる那珂川水系を結ぶ霞ヶ浦導水事業は、利根川の利水安全度を高める上でも有効な施設であると認識している。 「事業継続」と決まれば、コスト縮減の観点からも早期の完成を目指していただきたい。

建治第726号

平成26年4月2日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県我孫子市長 星野順一郎

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成26年3月28日付河整第344号で協議のありました件について、同封のとおり「意見聴取（協議）書」を送付いたします。

我孫子市役所建設部治水課

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 我孫子市

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

特に意見なし。

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所 属 名 我孫子市役所 建設部 治水課

電話番号

FAX

メールアドレス



印西土管第 601 号
平成26年 3月28日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

印西市長 板倉 正直



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成26年3月28日付け河整第344号で照会のありましたこのことについて、別添のとおり回答いたします。

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 栄町

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

特にありません。

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所 属 名 栄町役場 建設課

電話番号

FAX

メールアドレス



成 土 第 18 号

平成26年4月4日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

成田市長 小 泉 一 郎



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 成田市

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

特に意見なし。

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所 属 名 土木部土木課

電話番号

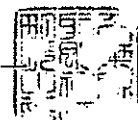
FAX

メールアドレス

神まち建第5号
平成26年4月3日

千葉県知事 鈴木 英治 様

神崎町長 石 橋 輝



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）
について（回答）

平成26年3月28日付け、河整第344号で意見聴取がありました標記の
件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 神崎町

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

特に意見なし

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所 属 名 まちづくり課

電話番号

FAX

メールアドレス



香 都 整 第 2 号
平成 2 6 年 4 月 1 日

千葉県知事 様

香 取 市 長 宇 井 成



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け河整第 3 4 4 号で照会のありました標記について、
別紙の提出様式により回答します。

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 東 庄 町

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

今回示された報告書から、当事業については、総合評価の結果から現計画が最も有利とされていることから、その結果を尊重すべきと考えます。

近年、地球温暖化に伴い、降水量の変動幅は引き続き増加すると予測されており、洪水とともに渇水のリスクがさらに高まることが懸念されることから、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る必要があると思われます。

当事業における正常な流量の確保は、この観点からも有効であり、事業の推進を望むものであります。

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所 属 名 東庄町まちづくり課 
電話番号 
FAX 
メールアドレス 

銚子第281号

平成26年4月3日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

銚子市長 越川 信



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について
（回答）

平成26年3月28日付け河整第344号にて照会のありました標題の件について、別紙のとおり回答します。

意見聴取(協議) 回答様式

市町名 銚子市

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見

霞ヶ浦の水を利根川に導水して、利根川の水質が悪化しないよう河川環境の整備と保全に努めてほしい。

また、利根川における内水面漁業及び利根川河口沿岸漁業に影響を及ぼさないよう配慮してほしい。

※千葉県から国土交通省へ回答する際、記載の内容を附して、回答します。

担当者連絡先

所属名 都市環境部土木課

電話番号

FAX

メールアドレス

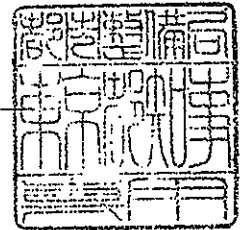


26都市政広第95号

平成26年4月11日

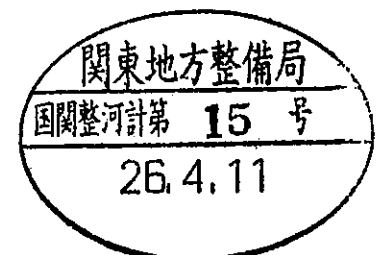
国土交通省 関東地方整備局長
深澤 淳志 様

東京都知事
外・添 要



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成26年3月28日付国関整企画第308号及び国関整河計第120号で意見聴取（協議）のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

【ダム事業】

＜東京都＞

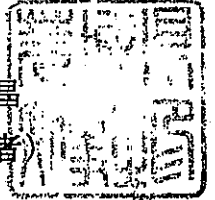
事業名	東京都知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業は、東京都にとって、安定給水を実現する上で欠かす事のできない事業である。 ようやく「継続が妥当」との対応方針案が示されたが、霞ヶ浦導水事業が利水上最も優れているという結果は当然である。 早急に本事業の継続を決定するとともに、継続にあたり以下について強く要望する。 ・早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了させること。 ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

水 土 第 1 5 号

平成 2 6 年 4 月 1 1 日

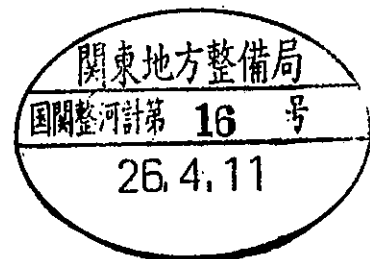
国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋 本 昌
(水道に係る特別水利使用者)



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け国関整河計第 1 2 0 号－ 1 により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。



【担当】

茨城県企画部水・土地計画課

電話

E-mail

(再評価)

【ダム事業】

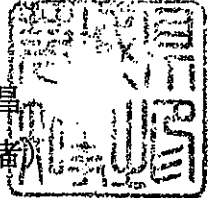
〈茨城県〉

事業名	茨城県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦、桜川（千波湖）の水質は、様々な浄化対策の実施や平成20年度からの森林湖沼環境税の導入による生活排水対策の強化などにより一定の改善はみられるものの、現在もアオコが発生するなど、まだまだ十分ではなく、霞ヶ浦導水事業による抜本的な対策が必要である。 また、本県では、導水事業の完成を前提として既に暫定水利権を取得し、水道用水は県央地域の約70万人へ、工業用水は常陸那珂火力発電所など15事業所に給水している。 さらに、近年、利根川においては、渇水による取水制限が実施され、那珂川においても渇水に伴う塩水遡上が発生している。 以上のことから、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。 記 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること

水 土 第 1 6 号
平成 2 6 年 4 月 1 1 日

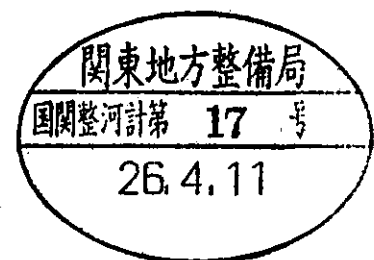
国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋 本 卓
(工業用水道に係る特別水利使用者)



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け国関整河計第 1 2 0 号－1 により協議のあったことについて、別紙のとおり回答します。



【担当】

茨城県企画部水・土地計画課

電話

E-mail



(再評価)

【ダム事業】

〈茨城県〉

事業名	茨城県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦、桜川（千波湖）の水質は、様々な浄化対策の実施や平成20年度からの森林湖沼環境税の導入による生活排水対策の強化などにより一定の改善はみられるものの、現在もアオコが発生するなど、まだまだ十分ではなく、霞ヶ浦導水事業による抜本的な対策が必要である。 また、本県では、導水事業の完成を前提として既に暫定水利権を取得し、水道用水は県央地域の約70万人へ、工業用水は常陸那珂火力発電所など15事業所に給水している。 さらに、近年、利根川においては、渇水による取水制限が実施され、那珂川においても渇水に伴う塩水遡上が発生している。 以上のことから、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。 記 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること

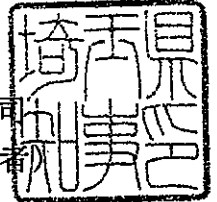
企 局 企 第 7 号

平成26年4月9日

国土交通省関東地方整備局長 様

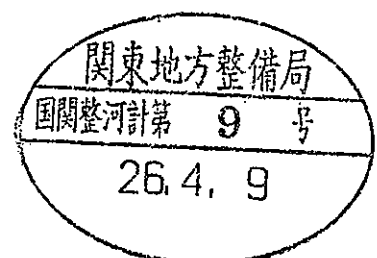
埼玉県知事 上 田 清 司

(水道に係る特別水利使用者)



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成26年3月28日付け国関整河計第120号-1で協議のありました件について、別紙のとおり回答いたします。

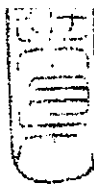


(再評価)

【ダム事業】

＜埼玉県＞

事業名	埼玉県知事(水道に係る特別水利使用者)の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業は本県の利水にとって必要不可欠な事業である。 今後、速やかに検証を終わらせ、導水路などの工事を再開して事業を進めていただきたい。 また、徹底したコスト縮減を図り、計画事業費内で事業を完成するとともに、工期短縮に努めていただきたい。



企管工第12号

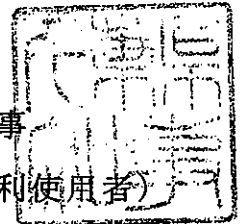
平成26年4月9日

国土交通省

関東地方整備局長 様

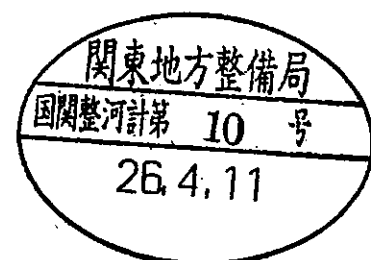
千葉県知事

(工業用水道に係る特別水利使用者)



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月28日付け、国関整河計第120号－1で意見聴取の
ありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

<千葉県>

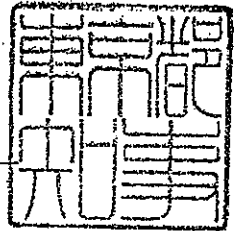
事業名	千葉県知事(工業用水)の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業が最も有利であり継続が妥当との評価がなされたことから、更なるコスト縮減に取り組みながら、早期完成に努めていただきたい。



26水総施第5号
平成26年4月11日

国土交通省関東地方整備局長
深澤淳志様

東京都知事
舩添要一

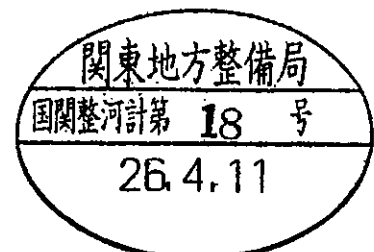


霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）
について（回答）

平成26年3月28日付国関整河計第120号-1により意見聴取（協議）の
あった標記の件について、別紙のとおり回答します。

（担当）

水道局総務部施設計画課



(再評価)

【ダム事業】

＜東京都＞

事業名	東京都知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業は、東京都にとって、安定給水を実現する上で欠かす事のできない事業である。 ようやく「継続が妥当」との対応方針案が示されたが、霞ヶ浦導水事業が利水上最も優れているという結果は当然である。 早急に本事業の継続を決定するとともに、継続にあたり以下について強く要望する。 ・早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了させること。 ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。



26千水事第1号

平成26年4月4日

国土交通省関東地方整備局長 様

千葉市長 熊谷 俊人



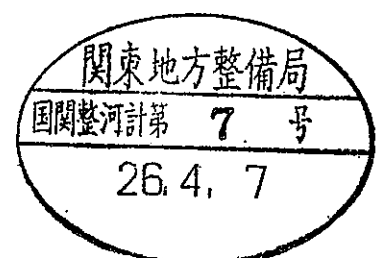
霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月28日付け国関整河計第120号-1にて協議のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

千葉市水道局水道事業事務所

TEL

FAX



(再評価)

【ダム事業】

<千葉県>

事業名	千葉市の意見
霞ヶ浦導水事業	本市は、平成23年2月1日付け霞ヶ浦導水事業の利水参画者の参加継続の意思確認についての回答で、参画継続の意思が無いことを回答しております。 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」について、特に意見はありません。



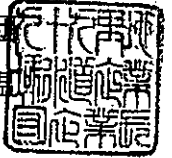
九水企第293号

平成26年4月2日

国土交通省関東地方整備局長 様

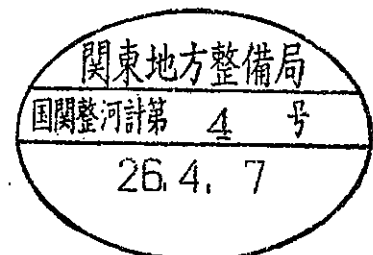
九十九里地域水道企業団

企業長 志賀 直 温



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）に対する回答

平成26年3月28日付け国関整河計第120号-1で意見聴取のありましたこのことについては、別紙のとおり回答いたします。

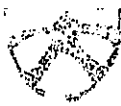


(再評価)

【ダム事業】

<九十九里地域水道企業団>

事業名	九十九里地域水道企業団企業長の意見
霞ヶ浦導水事業	「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に示された対応方針(案)については、妥当であると考えている。 当企業団は、水源を利根川水系に依存しており、近年多発している渇水への対応も含め、当地域への安定給水を図るうえで、霞ヶ浦導水事業は重要な水源であると考えている。 したがって、霞ヶ浦導水事業の早期完成がなされるよう最大限の努力をしていただきたい。

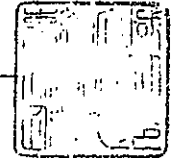


東水企第12号
平成26年4月3日

国土交通省関東地方整備局長 様

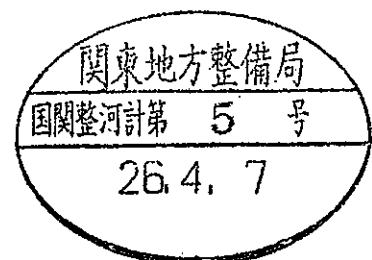
東総広域水道企業団

企業長 越 川 信



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年3月28日付け国関整河計第120号-1で協議のありましたこのことについては、別添のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

＜千葉県＞

事業名	東総広域水道企業団企業長の意見
霞ヶ浦導水事業	当企業団は、当該事業からの撤退を表明しており、意見を述べる立場にないと考えます。



25印広水業第227号

平成26年 4 月 4日

国土交通省

関東地方整備局長 様

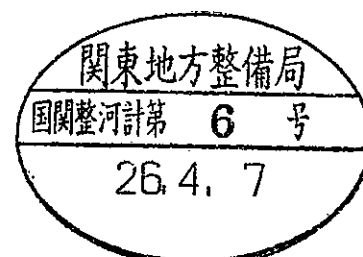
印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 藤 和 雄



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取 (回 答)

貴職が作成・公表した「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対し、
別紙のとおり意見を提出いたします。



(再評価)

【ダム事業】

<印旛郡市広域市町村圏事務組合>

事業名	印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦導水事業は、当組合の確保水源の一つであり、工期短縮及びコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたい。